

お知らせ

平成26年10月10日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所1号機の高経年化対策に係る 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

当社は、玄海原子力発電所1号機について、平成27年10月に運転開始後40年を迎えることから、原子炉等規制法に基づき、高経年化技術評価を実施しました。

その評価結果を基に、40年目以降の10年間に実施する保全活動を長期保守管理方針としてとりまとめ、その内容を反映した原子炉施設保安規定の変更認可を、本日、原子力規制委員会へ申請しましたのでお知らせします。

今回は、現在のプラント状態を踏まえ、冷温停止状態が維持されることを前提に、必要な設備（余熱を除去する設備、使用済燃料を冷却する設備等）を対象に評価を行い、現在実施している保全活動を継続することで、設備の健全性は維持できることを確認しました。

今後、当社の評価結果の妥当性について、同委員会の審査を受ける予定です。認可後は、適切に保全活動を実施することにより、発電所の安全確保に万全を期してまいります。

【高経年化技術評価】

- ・原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転を開始した日以降、30年を経過する日までに、また、以降10年毎に原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器（安全上重要な機器）について、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価結果に基づき、今後10年間に実施すべき保守管理に関する方針（長期保守管理方針）を定めるもの。
- ・この具体的な保守管理は、原子炉施設保安規定に位置づけ、国の認可の対象とされている。

以上